**平成２２年（フ）第６３９号**
高知市城山町９番地５
債務者　若松　近子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第６５８号**
高知市西久万357番地
債務者　下元　京子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第６６１号**
高知市北秦泉寺745番地
債務者　戸田　勝三
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第５１号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2263番地４
債務者　大西　貴治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第５２号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2263番地４、住民票上の住所福岡県直方市大字上新入2127番地20
債務者　大西　智美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第７８号**
福岡県みやま市瀬高町小田1624番地６
債務者　小宮　英二
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第８９号**
福岡県柳川市大和町中島1249番地
債務者　橋本　俊幸
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第９１号**
福岡県みやま市瀬高町泰仙寺227番地　竹山コーポ101
債務者　山本　則雅
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第４３６号**
大分県別府市大字鶴見3946番地
債務者　藤田　英則
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１９２号**
宮崎県都城市山田町山田315番地１
債務者　田中　寛治
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第１９３号**
宮崎県都城市山田町山田315番地１
債務者　田中千代子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２０２号**
宮崎県都城市山田町山田10508番地
債務者　**徳**滿　尚子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２０３号**
宮崎県都城市若葉町61号８番地３、前住所宮崎県都城市上長飯町37号１番地
債務者　横山　　幸
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第１４６号**
鹿児島県姶良市加治木町小山田5943番地７
債務者　湯川　龍三
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第１５６号**
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳2471番地６
債務者　山下　涼子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第１６０号**
鹿児島県霧島市国分台明寺1545番地９
債務者　外山　智美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第８５号**
鹿児島県鹿屋市寿５丁目15番19号、旧住所鹿児島県鹿屋市寿５丁目21番24号　サンハイツ松下109号
債務者　有馬　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２２年（フ）第３９０号**
沖縄県那覇市久茂地２丁目18番16号　ＯＮＣビル303
債務者　松本　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部